

埋蔵文化財の取り扱いについて

庄内町教育委員会
社会教育課

1. 文化財保護法とは

文化財は、貴重な国民共有の財産であり、国や地域の歴史、文化などを理解するためには欠くことのできないもので、未来の文化の創造、発展の基礎となるものであり、一度破壊されると再現することが不可能であるという性格をもっています。

文化財保護法は、かけがえのない文化財の保護に関する基本的な事項を定めている法律で「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的」（法第1条）として、昭和25年5月30日に制定されました。

2. 埋蔵文化財とは

「埋蔵文化財」とは、一般的には、土地の下に埋もれている「遺構」（住居跡などの地面に刻まれた生活痕跡）や「遺物」（土器、石器などの道具）のことを指しています。ここでいう「土地」とは、陸地だけでなく河川、湖沼、海なども含まれています。また、土地に埋没しているものだけでなく、古墳や城跡などのように地表に露出しているものも含まれています。

3. 埋蔵文化財の特徴

埋蔵文化財は、次のような特徴を持っています。

- 土地に埋蔵されているため、存在が知られていないものが多い。
- 存在が知られていても、その範囲を正確に把握することが難しい。
- 発掘調査等をしてみると性格や価値が明らかにならない場合が多い。

4. 埋蔵文化財包蔵地とは

「埋蔵文化財包蔵地」とは、埋蔵文化財を包蔵する土地のことです。埋蔵文化財はその範囲を正確かつ完全に把握することが難しく、必ずしも全ての埋蔵文化財包蔵地が把握されているわけではありません。したがって、その所在や状況をあらかじめ把握する分布調査や試掘調査により、埋蔵文化財包蔵地の範囲が変更されたり、新たに発見されたりする場合もあります。

5. 埋蔵文化財包蔵地に関する手続きについて

建物の建設や土木工事等で掘削（文化財保護法では「発掘」という考え方になります。）する計画がある場合、計画段階などできるだけ早い時期に町教育委員会に工事該当地が「埋蔵文化財包蔵地」であるかどうかを照会してください。

工事該当地が「埋蔵文化財包蔵地」であった場合は、工事に着工する 60 日前までにその旨を届出しなければならないことが文化財保護法第 93 条第 1 項で定められています。なお、工事該当地が「埋蔵文化財包蔵地」となるときは、町の教育委員会で試掘調査等を行うこととなる場合があります。

手続きの流れ

（1）町の教育委員会に照会

工事該当地が「埋蔵文化財包蔵地」であるかどうかを照会してください。

（2）「埋蔵文化財発掘の届出について」の提出

工事開始の 60 日前までに、「埋蔵文化財発掘の届出について」を町教育委員会に提出してください。添付書類として、工事予定地の位置図、工事予定範囲の図面、建築物の場合は建物の平面図、基礎の掘削深度がわかる図面等が必要です。

（3）町教育委員会から県教育委員会へ届出書を提出

届出書をもとに、県教育委員会と協議をします。

ア) 過去に該当地で発掘調査等が行われ、遺跡の有無や遺跡までの深さが判断できる場合は、

当該事案の結果を添えて県教育委員会へ提出

イ) 過去に発掘調査等が行われたことがなく遺跡の有無や遺跡までの深さが判断できない場合は、

事前に試掘調査を行い、その結果を添えて県教育委員会へ提出

（4）県教育委員会からの通知

県教育委員会から、提出された届出をもとに、今後の対応についての指示（通知）が町の教育委員会に届きます。

① 慎重工事

該当地において埋蔵文化財がある可能性は低いですが、可能性がゼロではないので気をつけて工事をしてください、という意味です。なお、工事の際に遺構、遺物を発見した場合は、早急に町教育委員会まで連絡をお願いします。

② 工事立会

工事が埋蔵文化財を壊さない範囲内で計画されている場合など、工事の進行状況に合わせて調査員が立会い、土層観察や写真撮影等の記録現地確認を行なうものです。土地の掘削の際には、調査員の指示にしたがって工事を進めてもらう場合があります。また、遺構や遺物が見つかった場合には、発掘調査へ移行する場合があります。

③ 発掘調査

本格的な調査です。原則として、工事により地下の遺跡が破壊されることが確実な部分を対象とします。ビル、道路などの恒久的な施設の場合には、その範囲内すべてを調査の対象とします。一定の調査期間と費用が必要になりますので、あらためて具体的な協議をおこないます。発掘調査が必要となるのは原則として次のような場合です。

- a. 工事による掘削が、埋蔵文化財（遺構、遺物）に及ぶ場合
- b. 恒久的な建築物、道路その他の構造物を設置する場合
- c. 盛土や一時的な工作物の設置等でそれが埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合

（5）町教育委員会から事業主への通知

県教育委員会からの指示を通知いたします。通知の内容により今後の対応について打合せをします。

工事中に遺跡が発見された場合は？

万が一、埋蔵文化財包蔵地外で工事中などに遺構、遺物が発見された場合には、文化財保護法第96条第1項により届出が義務付けられていますので、ただちに町教育委員会へ連絡してください。

円滑な事業調整のために

「埋蔵文化財包蔵地」内で届出のないまま土地の掘削が行われると、文化財保護のため、工事を一時中断せざるを得ない場合もあります。文化財の破損や、計画にない経費の支出、工期の延長等が生じかねず、文化財保護と事業者の双方にとって大きな損失となります。このような事態を未然に防ぎ、文化財の保護と事業との調整を円滑に図るためにも、工事の計画段階など、できるだけ早い段階に町教育委員会までご連絡下さい。

皆様の御理解、御協力をよろしくお願ひいたします。